

「里親」という制度、ご存知ですか

10月は里親月間です

「里親」とは、様々な事情から親と一緒に暮らせない子どもを、あたたかく家庭に迎え入れ、その成長を見守っていただく制度のことです。

播磨町では、現在里親の登録がありません。一方、稲美町では5組、加古川市では38組、高砂市では3組の里親が活躍しており、播磨町でも登録を増やしていきたいと考えています。地域の子どもが家庭の事情により、自宅から学校や園に通えなくなったときに、地域で子どもを受け入れてくれる里親がいれば、そのまま登校・登園することができます。子どもは生活の変化が少なく済むことから、気持ちの負担も大きく減らしてあげられます。子どもたちのためにできることを一緒に考えてみましょう。

週末だけの活動もあります

夏休み
や年末年始、週末など1日から1週間ほど施設の子どもを迎える里親も活躍されています。たとえわずかな時間でも、家族一緒に季節の行事を楽しんだり、お菓子づくりや買物をしたり、里親との家庭体験は、子どもたちが将来家庭を築くときに大きな役割を果たします。



共働き世帯、実子がいる家庭、単身者など様々な人が里親として活躍しています

学童保育や保育所・こども園を利用しながら育てている人もいます。自分の身の周りのことができる中学生・高校生を受け入れている人もいます。

子どもの養育経験がない人も可能です

里親委託に必要な知識は研修で身につけることができます。乳児院や児童養護施設で食事や遊びなどを通じて、日常的な世話や関わり方を学ぶこと（実習）もできます。

里親として活動するためのサポートがあります

養育での困りごとは関係機関でサポートします。
●兵庫県中央こども家庭センター
こども家庭センター職員、施設の里親支援専門相談員などの支援を定期的に分けられます。
☎078-9233-9966
受付時間 平日9時～17時



里親募集について
兵庫県ホームページ

里親制度説明会

播磨町で里親に関するパネル展示と相談会を実施します。制度や里親の体験談など紹介いたします。こども家庭センター職員や、里親支援の専門相談員、地域で活動中の里親さんがさまざまな質問にお答えします。

説明会（出入自由）
日 10月25日(金)13時30分～16時
場 中央公民館
パネル展示
日 10月22日(火)～25日(金)
場 中央公民館ロビー
☎079-4355-2362

避難行動要支援者名簿の作成のための調査を実施します

播磨町では、災害対策基本法に基づき、地震や洪水・高潮などの風水害が起こった時に、避難に手助けが必要な人（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

- ☎70歳以上の人、要介護認定3～5の人
保険課地域包括ケア係 ☎079-4355-0313
- ☎70歳未満で障害者手帳をお持ちの人
健康福祉課障害福祉係 ☎079-4355-2361

災害時に避難が必要な人を事前に把握し、地域の支援者と情報共有を行うことで、日頃からの地域の見守りと、災害が発生した時の避難支援の仕組みづくりを促進することを目的としています。

- ☎その他、支援が必要で名簿登録を希望した人
- ☎新たに名簿に載る可能性がある人

今回の調査票の送付対象者
更新のための調査（昭和19年4月2日～昭和28年10月2日生の人）
①～⑦のいずれかで、自ら避難することが困難で家族以外の手助けが必要と、前回の調査で回答した人
①要介護認定3～5の人
②身体障害者手帳1、2級の人
③療育手帳A判定の人
④精神保健福祉手帳1級の人
⑤70歳以上で、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきりの人

参照 広報はりま9月号



固定資産税の減額制度 ☎税務課資産税係 ☎079-435-0358

次の3つのいずれかの一定要件を満たす改修工事を行うことで家屋に対する固定資産税が減額される制度があります。（都市計画税は減額の対象外）いずれの申請も、工事完了後3カ月以内に申告があったものに限ります。対象となるのは、住宅の居住部分のみで土地は対象外です。

住宅耐震改修に伴う減額措置

- 対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- 対象工事 令和8年3月31日までに完了する現行の耐震基準に適合した改修工事で、工事費用が50万円を超えるもの
- 対象面積 1戸につき120㎡までの居住部分
- ※省エネ改修及びバリアフリー改修に伴う減額措置は同時に適用できません。

省エネ改修に伴う減額措置

- 対象住宅 平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く） 令和8年3月31日までに完了し、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
- 対象工事 次のAかBどちらかの要件を満たすこと
- A 次の工事費用で補助金等を除く自己負担額が60万円を超えるもの ①窓の断熱改修工事（必須）②床の断熱改修工事③天井の断熱改修工事④壁の断熱改修工事（外気などと接する工事に限る）
- B 次の工事費用で補助金等を除く自己負担額が50万円超であって、次のいずれかの機器の設置にかかる工事費用と合わせて60万円を超えるもの ①太陽光発電装置②高効率空調機③高効率給湯器④太陽光利用システム

- 対象面積 1戸につき120㎡までの居住部分
- ※住宅耐震改修に伴う減額措置と同時に適用できません。但し、バリアフリー改修に伴う減額措置については併用して適用できます。（認定長期優良住宅の場合を除く）
- ☎バリアフリー改修に伴う減額措置
- 対象住宅 新築された日から10年以上を経過した住宅（貸家住宅は除く）で、次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる住宅 ①65歳以上の人②要介護または要支援認定を受けている人③身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人
- 対象工事 令和8年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超え、住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差解消・滑り止め ⑦出入口の戸の改良
- 対象面積 1戸につき100㎡までの居住部分
- ※住宅耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。但し、省エネ改修に伴う減額措置については併用して適用できます。（認定長期優良住宅の場合を除く）



住宅耐震改修に伴う減額措置



省エネ改修に伴う減額措置



バリアフリー改修に伴う減額措置